

核兵器禁止条約第1回検討会議へのオブザーバー参加及び署名・
批准を求める意見書

現在、国際社会では、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の悪化などを背景に、核兵器使用への懸念が高まっており、安全保障環境は極めて深刻な状況にあります。

こうした中、核兵器の開発、保有、使用等を包括的に禁止する核兵器禁止条約（T P N W）は、核兵器の非人道性を明確に示し、核兵器のない世界の実現を目指す重要な国際的枠組みとなっています。同条約は2021年1月22日に発効し、これまで締約国会議を重ねながら、核軍縮や被害者支援などに関する議論が進められてきました。

また、2026年11月には発効後初となる第1回検討会議の開催が予定されており、核兵器廃絶に向けた国際的な取り組みをさらに前進させる重要な機会となります。

核兵器は、ひとたび使用されれば人類に甚大かつ回復不能な被害をもたらします。唯一の戦争被爆国である日本には、広島・長崎の被爆の実相を世界に伝え、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務があります。また、核保有国と非保有国の橋渡し役として、核兵器のない世界の実現に向けて積極的な役割を果たすことが求められています。

しかし、日本政府は現在まで核兵器禁止条約に署名・批准しておらず、締約国会議へのオブザーバー参加も行っていない。

よって、本市議会は日本政府に対し、次の事項を強く求めます。

- 1 2026年11月に開催される核兵器禁止条約第1回検討会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与すること。
- 2 唯一の戦争被爆国としての責務を果たすため、核兵器禁止条約への署名及び批准に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月23日

三 原 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

外 務 大 臣 あて